

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）
地・風 3-9	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>第2 市災害対策本部</p> <p>2 市災害対策本部の組織構成及び機能</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は図3-1-1、本部室の構成は表3-1-3による。 《流山市災害対策本部条例（資料9）、流山市災害対策本部規則（資料10）》</p> <p>(中略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>第2 市災害対策本部</p> <p>2 市災害対策本部の組織構成及び機能</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は図3-1-1、本部室の構成は表3-1-3による。 《流山市災害対策本部条例（資料9）、流山市災害対策本部規則（資料10）》</p> <p>(中略)</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）
<p>地・風 3-11</p>	<p>災害対策本部</p> <p>本部長：市長 副本部長：副市長</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務局 <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課、河川課（風水害時のみ兼任） 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班：秘書広報課、企画政策課、マーケティング課、誘致推進課、行政改革推進課、工事検査室 総務班：総務課、人材育成課 財務会計班：財産活用課、財政調整課、会計課 情報収集班：税制課、市民税課、資産税課 総務協力班：議会事務局 救援部 <ul style="list-style-type: none"> 救護庶務班：社会福祉課 避難誘導救援班：コミュニティ課、市民課、高齢者生きがい推進課、介護支援課、障害者支援課、児童発達支援センター、子ども家庭課、保育課 救護班：健康増進課、国保年金課 物資輸送班：商工振興課、流山本町・利根運河ツーリズム推進課 防疫衛生班：環境政策・放射能対策課、クリーンセンター 救援協力班：選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班：道路管理課 道路班：道路建設課 河川班：下水道建設課、河川課 都市計画班：都市計画課、建築住宅課、宅地課 都市整備班：まちづくり推進課、みどりの課、西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所 教育部 <ul style="list-style-type: none"> 教育庶務班：教育総務課 学校教育班：学校教育課、指導課 生涯学習班：生涯学習課、公民館、図書・博物館、スポーツ振興課 水道部 <ul style="list-style-type: none"> 水道庶務班：経營業務課 給水工務班：水道工務課 消防部 <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班：消防総務課 予防消防班：予防課、消防防災課 警防班：中央消防署、東消防署、南消防署、北消防署 <p>図 3-1-1 市災害対策本部組織図</p> <p>(中略)</p>	<p>災害対策本部</p> <p>本部長：市長 副本部長：副市長</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務局 <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課、河川課（風水害時のみ兼任） 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班：秘書広報課、企画政策課、マーケティング課、情報政策・改革改善課、工事検査室 総務班：総務課、人材育成課 財務会計班：財産活用課、財政調整課、会計課 情報収集班：税制課、市民税課、資産税課 総務協力班：議会事務局 救援部 <ul style="list-style-type: none"> 救護庶務班：社会福祉課 避難誘導救援班：コミュニティ課、市民課、高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課、児童発達支援センター、子ども家庭課、保育課 救護班：健康増進課、保険年金課 物資輸送班：商工振興課、流山本町・利根運河ツーリズム推進課 防疫衛生班：環境政策課、クリーンセンター 救援協力班：選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班：道路管理課 道路班：道路建設課 河川班：下水道建設課、河川課 都市計画班：都市計画課、建築住宅課、宅地課 都市整備班：まちづくり推進課、みどりの課、 教育部 <ul style="list-style-type: none"> 教育庶務班：教育総務課、学校施設課 学校教育班：学校教育課、指導課 生涯学習班：生涯学習課、公民館、図書・博物館、スポーツ振興課 水道部 <ul style="list-style-type: none"> 水道庶務班：経營業務課 給水工務班：水道工務課 消防部 <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班：消防総務課 予防消防班：予防課、消防防災課 警防班：中央消防署、東消防署、南消防署、北消防署 <p>図 3-1-1 市災害対策本部組織図</p> <p>(中略)</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）
---	--------------	--------------

地・風 3-12	表 3-1-3 本部室構成	表 3-1-3 本部室構成																																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td rowspan="15" style="width: 15%;">本部</td><td style="width: 20%;">本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td rowspan="12">本部員</td><td>教育長</td></tr> <tr><td>上下水道事業管理者</td></tr> <tr><td>総合政策部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>財政部長</td></tr> <tr><td>健康福祉部長</td></tr> <tr><td>子ども家庭部長</td></tr> <tr><td>経済振興部長</td></tr> <tr><td>環境部長</td></tr> <tr><td>都市計画部長</td></tr> <tr><td>都市整備部長</td></tr> <tr><td>土木部長</td></tr> <tr><td>学校教育部長</td></tr> <tr><td>生涯学習部長</td></tr> <tr><td>消防長</td></tr> <tr><td colspan="2">その他本部長が必要と認めた者</td></tr> </table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	市民生活部長	本部員	教育長	上下水道事業管理者	総合政策部長	総務部長	財政部長	健康福祉部長	子ども家庭部長	経済振興部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	土木部長	学校教育部長	生涯学習部長	消防長	その他本部長が必要と認めた者		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td rowspan="15" style="width: 15%;">本部</td><td style="width: 20%;">本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td rowspan="12">本部員</td><td>教育長</td></tr> <tr><td>上下水道事業管理者</td></tr> <tr><td>総合政策部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>財政部長</td></tr> <tr><td>健康福祉部長</td></tr> <tr><td>子ども家庭部長</td></tr> <tr><td>経済振興部長</td></tr> <tr><td>環境部長</td></tr> <tr><td>都市計画部長</td></tr> <tr><td>都市整備部長</td></tr> <tr><td>土木部長</td></tr> <tr><td>教育総務部長</td></tr> <tr><td>学校教育部長</td></tr> <tr><td>生涯学習部長</td></tr> <tr><td>消防長</td></tr> <tr><td colspan="2">その他本部長が必要と認めた者</td></tr> </table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	市民生活部長	本部員	教育長	上下水道事業管理者	総合政策部長	総務部長	財政部長	健康福祉部長	子ども家庭部長	経済振興部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	土木部長	教育総務部長	学校教育部長	生涯学習部長	消防長	その他本部長が必要と認めた者
本部	本部長		市長																																																	
	副本部長		副市長																																																	
	指揮監		市民生活部長																																																	
	本部員		教育長																																																	
			上下水道事業管理者																																																	
			総合政策部長																																																	
			総務部長																																																	
			財政部長																																																	
			健康福祉部長																																																	
			子ども家庭部長																																																	
			経済振興部長																																																	
			環境部長																																																	
			都市計画部長																																																	
			都市整備部長																																																	
		土木部長																																																		
学校教育部長																																																				
生涯学習部長																																																				
消防長																																																				
その他本部長が必要と認めた者																																																				
本部	本部長	市長																																																		
	副本部長	副市長																																																		
	指揮監	市民生活部長																																																		
	本部員	教育長																																																		
		上下水道事業管理者																																																		
		総合政策部長																																																		
		総務部長																																																		
		財政部長																																																		
		健康福祉部長																																																		
		子ども家庭部長																																																		
		経済振興部長																																																		
		環境部長																																																		
		都市計画部長																																																		
		都市整備部長																																																		
		土木部長																																																		
教育総務部長																																																				
学校教育部長																																																				
生涯学習部長																																																				
消防長																																																				
その他本部長が必要と認めた者																																																				
	表 3-1-4(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)	表 3-1-4(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)																																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="width: 30%;">本部設置時の職名</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部長：市長</td><td>災害対策本部の事務を総括する。</td></tr> <tr><td>副本部長：副市長</td><td>本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr> <tr><td>指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。</td></tr> <tr><td>指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）</td><td>指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr> </tbody> </table>	本部設置時の職名	事務分掌	本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。	副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。	指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="width: 30%;">本部設置時の職名</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部長：市長</td><td>災害対策本部の事務を総括する。</td></tr> <tr><td>副本部長：副市長</td><td>本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr> <tr><td>指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。</td></tr> <tr><td>指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）</td><td>指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr> </tbody> </table>	本部設置時の職名	事務分掌	本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。	副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。	指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																														
本部設置時の職名	事務分掌																																																			
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。																																																			
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																			
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。																																																			
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																			
本部設置時の職名	事務分掌																																																			
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。																																																			
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																			
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。																																																			
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="width: 30%;">局</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務）風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐</td><td>1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	局	事務分掌	災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="width: 30%;">局</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務）風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐</td><td>1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	局	事務分掌	災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。																																										
局	事務分掌																																																			
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。																																																			
局	事務分掌																																																			
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難勧告及び避難指示(緊急)に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。																																																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）																											
地・風 3-13	7 県及び近隣市町への応援要請に関する事 8 協定締結市町村への応援要請に関する事 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関する事 10 自衛隊への災害派遣要請に関する事 11 県・市防災行政無線の運用統制に関する事	7 県及び近隣市町への応援要請に関する事 8 協定締結市町村への応援要請に関する事 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関する事 10 自衛隊への災害派遣要請に関する事 11 県・市防災行政無線の運用統制に関する事																											
	<p style="text-align: center;">表 3-1-4 (2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (2/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 70%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"> 総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者 </td> <td> 秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長 </td> <td> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長 </td> <td> 1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長 </td> <td> 1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長 </td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長 </td> <td> 部内他班の協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関する事。	<p style="text-align: center;">表 3-1-4 (2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (2/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">班</th> <th style="width: 70%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"> 総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者 </td> <td> 秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③情報政策・改革改善課長 ④工事検査室長 </td> <td> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長 </td> <td> 1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長 </td> <td> 1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長 </td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 </td> </tr> <tr> <td> 総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長 </td> <td> 部内他班の協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③情報政策・改革改善課長 ④工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長
部	班	事務分掌																											
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。																											
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。																											
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。																											
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。																											
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関する事。																											
部	班	事務分掌																											
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③情報政策・改革改善課長 ④工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事。 4 災害時の記録及び撮影に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 広聴活動及び各種相談に関する事。 7 外国人への情報提供及び相談に関する事。 8 情報システムの管理に関する事。																											
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関する事。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事。 4 部の庶務に関する事。																											
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事。 7 応急措置のための土地収用等に関する事。 8 非常用備品等の購入に関する事。																											
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。 3 家屋の被害認定調査に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。																											
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関する事。																											

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）			修正案（令和元年度修正）																										
	<p>救援部 救援部長：健康福祉部長 救援部次長： ①環境部長 ②経済振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長</p>	<p>救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 部内各班との連絡調整に関する事。 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、経済振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事。 救援物資の受領に関する事。 災害救助法に基づく事務処理に関する事。 日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 ボランティア活動の受付支援に関する事。 福祉会館の避難所開設協力に関する事。 福祉避難所の確保に関する事。 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事。 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関する事。 被災地支援に関する事。 遠方の被災地からの避難者の支援に関する事。 部の庶務に関する事。 	<p>救援部 救援部長：健康福祉部長 救援部次長： ①環境部長 ②経済振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長</p>	<p>救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 部内各班との連絡調整に関する事。 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、経済振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事。 救援物資の受領に関する事。 災害救助法に基づく事務処理に関する事。 日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 ボランティア活動の受付支援に関する事。 福祉会館の避難所開設協力に関する事。 福祉避難所の確保に関する事。 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事。 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関する事。 被災地支援に関する事。 遠方の被災地からの避難者の支援に関する事。 部の庶務に関する事。 																								
地・風	表 3-1-4 (3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (3/5)			表 3-1-4 (3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (3/5)																										
3-14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(救援部つづき)</td> <td> 避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 国保年金課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 		救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 		物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(救援部つづき)</td> <td> 避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者支援課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 保険年金課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者支援課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 		救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 		物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 		
部	班	事務分掌																												
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 																												
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 																												
	物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 																												
部	班	事務分掌																												
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者支援課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設・運営に関する事。 避難所への誘導に関する事。 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 避難所の秩序維持に関する事。 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事。 避難所外被災者への支援に関する事。 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。 交通機関等との連絡調整に関する事。 防犯活動に関する事。 																												
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護班副班長： 保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所の設置に関する事。 被災者の医療及び助産に関する事。 医療機関との連絡調整に関する事。 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事。 避難者の身体及び心のケアに関する事。 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 感染症予防対策に関する事。 																												
	物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ツーリズム推進課長 ②農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事。 農業関係者への資金融資等に関する事。 																												

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）																							
地・風 3-15	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 321 923 520">③農業委員会事務局次長</td> <td data-bbox="923 321 1486 520"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 520 923 877"> 防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・放射能対策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長 </td> <td data-bbox="923 520 1486 877"> 1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 877 923 1081"> 救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長 </td> <td data-bbox="923 877 1486 1081">部内他班の協力に関する事。</td> </tr> </table>	③農業委員会事務局次長		防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・放射能対策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1819 321 2086 520">③農業委員会事務局次長</td> <td data-bbox="2086 321 2650 520"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1819 520 2086 877"> 防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長 </td> <td data-bbox="2086 520 2650 877"> 1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1819 877 2086 1081"> 救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長 </td> <td data-bbox="2086 877 2650 1081">部内他班の協力に関する事。</td> </tr> </table>	③農業委員会事務局次長		防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。											
	③農業委員会事務局次長																								
防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・放射能対策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事																								
救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。																								
③農業委員会事務局次長																									
防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事																								
救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。																								
<p>表 3-1-4 (4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="382 1213 655 1360"> 建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長 </td> <td data-bbox="655 1213 923 1570"> 建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長 </td> <td data-bbox="923 1213 1486 1570"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 1570 923 1633"> 道路班 道路班長：道路建設課長 </td> <td data-bbox="923 1570 1486 1633">1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 1633 923 1780"> 河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長 </td> <td data-bbox="923 1633 1486 1780"> 1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。		道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。		河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。	<p>表 3-1-4 (4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 1213 1816 1360"> 建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長 </td> <td data-bbox="1816 1213 2083 1360"> 建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長 </td> <td data-bbox="2083 1213 2647 1360"> 1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1816 1570 2083 1633"> 道路班 道路班長：道路建設課長 </td> <td data-bbox="2083 1570 2647 1633">1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1816 1633 2083 1780"> 河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長 </td> <td data-bbox="2083 1633 2647 1780"> 1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。		道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。		河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。
部	班	事務分掌																							
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。																							
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。																							
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。																							
部	班	事務分掌																							
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。																							
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。																							
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。																							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）
---	--------------	--------------

<p>地・風 3-65</p> <p>地・風 3-66</p>	<h3>第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画</h3> <h4>第3 水防活動 風水</h4> <p style="text-align: center;">【災対本部事務局・河川班・消防本部】</p> <p>(中略)</p> <h4>1 水防本部</h4> <h5>(3) 水防組織</h5> <p>水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。</p> <p>ア 本部組織</p> <p>水防本部の組織</p> <p style="text-align: center;">(参考) 災害対策本部移行後</p> <p style="text-align: center;">図 3-3-1 市水防本部組織図</p>	<h3>第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画</h3> <h4>第3 水防活動 風水</h4> <p style="text-align: center;">【災対本部事務局・河川班・消防本部】</p> <p>(中略)</p> <h4>1 水防本部</h4> <h5>(3) 水防組織</h5> <p>水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。</p> <p>ア 本部組織</p> <p>水防本部の組織</p> <p style="text-align: center;">(参考) 災害対策本部移行後</p> <p style="text-align: center;">図 3-3-1 市水防本部組織図</p>
---	--	--

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）	修正案（令和元年度修正）																										
地・風 3-67	イ 水防本部各班の事務分掌	イ 水防本部各班の事務分掌																										
地・風 3-68	<p>(中略)</p> <p>表 3-3-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/3)</p> <p>注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>表 3-3-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/3)</p> <p>注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長</td> <td>秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長</td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長</td> <td>1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長</td> <td>1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事</td> </tr> <tr> <td>【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長</td> <td>救援庶務班 ◎社会福祉課長</td> <td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長</td> <td>秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長</td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長</td> <td>1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長</td> <td>1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事</td> </tr> <tr> <td>【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長</td> <td>救援庶務班 ◎社会福祉課長</td> <td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	事務分掌	【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事
部	班	事務分掌																										
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事																										
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事																										
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事																										
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事																										
部	班	事務分掌																										
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事																										
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備・高齢者等避難開始に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事																										
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事																										
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事																										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）		修正案（令和元年度修正）			
地・風 3-69	避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長	1 避難誘導に関する事。	避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長	1 避難誘導に関する事。		
	防疫衛生班 ◎環境政策・放射能対策課長 ○クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。		
	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 建設資機材の確保に関する事。 5 建設団体等との連絡調整に関する事。 6 部の庶務に関する事。	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 建設資機材の確保に関する事。 5 建設団体等との連絡調整に関する事。 6 部の庶務に関する事。
	道路班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する事。	道路班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する事。		
都市計画班 ◎都市計画課長 ○宅地課長	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。	都市計画班 ◎都市計画課長 ○宅地課長	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。			
表 3-3-3 (3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (3/3)			表 3-3-3 (3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (3/3)			
	部	班	事務分掌			
	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 上下水道事業管理者	河川班 ◎下水道建設課長	1 水防技術に関する事。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関する事。 3 水門の監視及び操作に関する事。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する事。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関する事。	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 上下水道事業管理者	河川班 ◎下水道建設課長	1 水防技術に関する事。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関する事。 3 水門の監視及び操作に関する事。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する事。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関する事。
		都市整備班 ◎まちづくり推進課長 ○西平井・鱒ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 交通安全対策に関する事。 4 交通機関等との連絡調整に関する事。		都市整備班 ◎まちづくり推進課長 ○みどりの課長	1 部内他班の協力に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 交通安全対策に関する事。 4 交通機関等との連絡調整に関する事。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成28年度修正）			修正案（令和元年度修正）		
	消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事。 3 水防資機材の調達に関する事。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 部の庶務に関する事。			
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事。 2 水防情報の収集及び伝達に関する事。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する事。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事。 5 消防通信の統制運用に関する事。 6 消防の相互応援に関する事。				
	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関する事。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関する事。 3 水防工法に関する事。 4 避難活動に関する事。 5 現場広報に関する事。				
消防団 (水防団) ◎消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関する事。 2 水防工法に関する事。 3 避難活動に関する事。				消防団 (水防団) ◎消防団長
注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導救援班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。	注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導救援班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。					